

○豊中市奨学費貸付要綱

(通則)

第1条 豊中市奨学費の貸付については、豊中市奨学条例（昭和29年条例第10号、以下「条例」という。）、同条例施行規則（昭和31年教育委員会規則第1号、以下「施行規則」という。）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(専修学校における連携高等学校)

第2条 条例第1条及び施行規則第2条第1項に規定する専修学校の高等課程において、他の高等学校と連携し当該高等学校にも在学する者にあつては、その高等学校に在学している者とする。

(保護者の住所)

第3条 条例、施行規則及びこの要綱において保護者とは、奨学生（成年者で独立して生計を営む者を除く。）に対して法律上監護教育の義務のある者又は現に監護する者をいう。

2 条例第3条第1項第1号に規定する保護者（成年者で独立して生計を営む者を除く。）が一人であり、その者の住所が、就労又は長期療養その他教育委員会がやむを得ないと認める事由により一時的に本市の区域外にあるときは、本市の区域内に住所を有しているものとして取り扱うことができる。

(報告)

第4条 施行規則第8条第1項第1号及び施行規則第11条第1項に規定する収入に関する書類の提出は、豊中市個人情報保護条例（平成元年豊中市条例第6号）第7条第2項第1号に規定する方法により、豊中市が管理する当該者の税情報を教育委員会が得ることにより、提出に代えることができる。

2 施行規則第8条第1項第2号に規定する在学証明書は、貸付を希望する年度のものでなければならない。

(資格審査結果等の通知期限)

第5条 資格審査結果の通知期限は、次の表のとおりとする。

申込日	通知期限日
3月1日から3月20日まで	3月31日
3月21日から4月20日まで	4月30日
4月21日から5月20日まで	5月31日
5月21日から6月20日まで	6月30日
6月21日から7月20日まで	7月31日
7月21日から8月20日まで	8月31日
8月21日から9月20日まで	9月30日
9月21日から10月20日まで	10月31日
10月21日から11月20日まで	11月30日
11月21日から12月20日まで	12月31日
12月21日から1月31日まで	2月10日

2 前項に規定する場合のほか、条例及び施行規則における審査結果の通知期限は、当該審査にかかる申込み等があった日から起算して30日以内とする。

(貸付期間の延長)

第6条 教育委員会は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学費の貸付期間を延長することができる。

(1) 進級できなかつたとき。

(2) 転学したとき。

(貸付期間の短縮)

第7条 教育委員会は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学費の貸付期間を短縮することができる。

(1) 第2学年以上の学年に在学しているとき。

(2) 条例第9条の規定により奨学費の貸付を廃止されたとき。

(奨学費の貸付方法)

第8条 条例第7条及び施行規則第10条に規定する奨学費の貸付方法は、奨学生名義の預貯金口座への振込みとする。

(届出書)

第9条 施行規則第11条第2項に規定する届出は、次の掲げる書類を教育委員会に提出することによって行わなければならない。

- (1) 施行規則第11条第2項第1号及び第5号の規定に該当するとき 奨学生等異動届
- (2) 施行規則第11条第2項第2号及び第3号の規定に該当するとき 奨学生在籍状況異動届
- (3) 施行規則第11条第2項第4号の規定に該当するとき 奨学生辞退届
- (4) 施行規則第11条第2項第6号の規定による2年度目以後の奨学費貸付けの停止を希望するとき 奨学費貸付停止届

(貸付けの停止)

第10条 教育委員会は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学費の貸付けを停止することができる。

- (1) 奨学生が休学又は停学その他の処分を受けたとき。
- (2) その他教育委員会が必要と認めたとき。
- 2 前項の規定による奨学費の貸付けの停止期間は、教育委員会が前項各号の事実を認めた日から当該事由が解消されたと認める日までとする。
- 3 教育委員会は、前2項の規定により奨学費の貸付けを停止したときは、直ちにその旨を当該者に通知する。

(貸付けの廃止)

第11条 教育委員会は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学費の貸付けを廃止することができる。

- (1) 条例第1条に規定する学校に在学しなくなったとき。
- (2) 条例第3条第1項第1号に規定する保護者が本市の区域内に住所を有しなくなったとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (4) 死亡し、又は所在不明になったとき。
- 2 前項の規定による奨学費の貸付けの廃止日は、教育委員会が前項各号の事実を認めた日とする。
- 3 教育委員会は、前2項の規定により奨学費の貸付けを廃止したときは、直ちにその旨を当該者に通知する。

(奨学費の返済方法)

第12条 施行規則第13条第1項に規定する月賦による返済は、均等払いとする。

- 2 同項ただし書に規定する別の方法は、半年賦又は年賦とする。
- 3 奨学費の返済額は、1回当たり1,000円以上で10円単位とする。
- 4 奨学費の返納方法は、口座振替又は納付書によるものとする。

(条例第13条第1号の教育委員会が認める学校)

第13条 条例第13条第1号に規定するこれらに準ずると教育委員会が認める学校は、次のとおりとする。

- (1) 大学の入学試験に合格するための教育を行う各種学校（修業年限が1年以上の当該教育を行う課程に限る。）
- (2) 専修学校（修業年限が1年以上の専門課程に限る。）

(様式等)

第14条 施行規則及びこの要綱の施行について必要な書類の様式等については、教育委員会が別に定める。

附 則

1. この要綱は、平成19年1月22日から実施する。
1. この要綱は、平成21年4月1日から実施する。
1. この要綱は、平成22年3月1日から実施する。
1. この要綱は、令和3年3月1日から実施する。